

[別紙]

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」について（概要）

1. 改正の趣旨

- 毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第2条第1項及び同条第2項において、法別表第一及び別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいうと規定し、法別表第一及び別表第二においては、それぞれの表に掲げる物のほか、政令で定めるものと規定している。
- 劇物の指定等に係る薬事・食品衛生審議会答申（平成31年3月18日）を踏まえ、新たに9物質を劇物に追加するとともに、3物質を劇物から除外するため、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「令」という。）について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要（全て令第2条関係）

(1) 次に掲げる物を新たに「劇物」に指定する。

- 1) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤 【CAS番号 7446-70-0】
- 2) シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤 【CAS番号 85-43-8】
- 3) ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド0.4%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 7173-51-5】
- 4) 2-（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-（ジメチルアミノ）エタノール3.1%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 108-01-0】
- 5) トリクロロ（フェニル）シラン及びこれを含有する製剤 【CAS番号 98-13-5】
- 6) ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸11%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 142-62-1】
- 7) ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸11%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 111-14-8】
- 8) ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸11%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 109-52-4】
- 9) 酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、酪酸3%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 107-92-6】

(2) 次に掲げる物について、既に有機シアン化合物及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外する。

- 4-（2, 2-ジシアノエテン-1-イル）フェニル＝2, 4, 5-トリクロロベンゼン-1-スルホナート及びこれを含有する製剤 【CAS番号 126980-24-3】

(3) 次に掲げる物について、既に2-（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外する。

- 2- (ジメチルアミノ) エチル=メタクリレート 6.4%以下を含有する製剤 【CAS番号 2867-47-2】

(4) 次に掲げる物について、既に水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外する。

- 水酸化リチウム一水和物 0.3%以下を含有する製剤 【CAS番号 1310-66-3】

3. 公布日等

公布日：平成31年6月下旬（予定）

施行期日：平成31年7月1日

※ 2. (2) から (4) については公布の日。

4. 経過措置

- (1) 本政令の施行の際、新たに劇物に指定した物を、現に製造・販売等している者については、劇物の製造業、輸入業又は販売業に係る法第3条、第7条及び第9条の規定は、平成31年9月30日（公布の日から3か月後）までの間は、適用しないものとする。
- (2) 本政令の施行の際、新たに劇物に指定した物のうち、現に存するものについては、劇物に係る法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の必要事項の表示の規定は、平成31年9月30日（公布の日から3か月後）までの間は、適用しないものとする。